

中村川流域治水緊急対策推進会議

設置趣意書

中村川では、令和4年8月9日からの大雨において観測史上最大となる雨量を観測し、下流部の鰺ヶ沢町市街地では、河川から溢れた外水に加え、河川に排水できなかった内水により甚大な浸水被害が発生した。

再度の浸水被害の防止・軽減のためには、「流域治水」の考えに基づき、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、河川での対策に加え、内水対策等も含んだ総合的な治水対策を早急に実施していく必要がある。

流域治水については、令和3年6月に西北圏域流域治水協議会を設置し、中村川を含む圏域内の全河川を対象として取組を進めているが、今般の中村川流域における甚大な浸水被害を鑑みると、中村川については特に緊急的な対策を講じていかなければならない。

このため、河川管理者、鰺ヶ沢町、県、国等の中村川流域に係る関係機関が再度災害の防止・軽減に向けた目標を共有し、密接な連携体制の下で各々が担うべき緊急対策（実施期間概ね10年）について検討・調整し、各種対策を一体的・計画的に推進していくため「中村川流域治水緊急対策推進会議」を設置するものである。